令和5年度 社会教育主事講習実施要項

1. 目 的

本講習は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号) 第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和 26 年文部省令第 12 号)に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事になりうる資格を付与することを目的とする。

2. 実施機関

広島大学(文部科学省委託事業)

3. 開催期間及び実施場所

開催期間 : 令和5年7月24日(月)~令和5年8月21日(月)

会 場 : 広島大学教育学部(〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号)

※ 上記期間中に非常変災等が発生した場合は、休講、振替等を行う。

- ※ 7月24日(月)~7月28日(金)は、オンラインで講習を行うため、この間の授業を受講する者は、各自の自宅等でオンライン受講を行えるよう、インターネット環境、パソコン、カメラ、マイク、スピーカー等を準備しておくこと。
- 4. **受講資格** 社会教育主事講習等規程第2条各号のいずれかに該当する者 (別紙資料参照)
- **5. 受講定員** 40名

6. 開設科目及び単位

社会教育主事講習等規程第3条の規定により4科目、8単位を開設する。

- 7. 日 程 別表1のとおり
- 8. 講習を行う科目名,単位数,講義内容・テーマ,実施方法,配当時間数及び担当 講師予定者の職名・氏名 別表 2 のとおり

9. 受講申込の方法及び提出期限

- (1) 受講申込者は、次の書類を整え、6月12日(月)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。なお、各書類は令和5年5月31日現在で作成すること。
 - ① 受講申込書(様式1)
 - ② 受講資格を証明する関係書類(下記のうち、いずれか該当するもの)
 - ・卒業(修了)証書の写し
 - ・教育職員免許状の写し
 - ・所属長の勤務証明書(様式2)
 - ③ 履歴書(様式3)
 - ④ 返信用封筒(角2(A4サイズ)) (受講申込者のあて先(住所,氏名,郵便番号)を記入の上,140円切手貼付のこと。)
 - ⑤ 戸籍抄本(書類上の姓と現在の姓が異なる場合は提出すること。)
- (2) 社会教育主事講習を修了しており、「生涯学習支援論」「社会教育経営論」を受講するものは、次の書類についても併せて提出すること。
 - ・ 社会教育主事講習修了証書(写し) (上記② 受講資格を証明する関係書類の提出は不要とする。)

(3) 講習科目の代替

社会教育主事講習等規程第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者は、次の書類を整え、受講申込書等の必要書類とともに居住地の県教育委員会に提出すること。

- ① 社会教育主事講習単位修得認定申請書(様式4)
- ② 単位修得証明書(様式5)
 - ※ 広島大学において実施する本講習では、「生涯学習概論」「生涯学習支援論」 「社会教育経営論」「社会教育演習」(「社会教育演習」は広島大学において 実施している本講習で単位を修得したものに限る。)について科目代替を 認める。
 - ※ 文部科学大臣が定める学修をもって,講習の単位として認定を希望する者は,様式5に準じた単位修得証明書を提出すること。

(4) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査し、とりまとめの上、受講申込者一覧表を添えて、6月19日(月)までに次の提出先に必着するよう提出すること。なお、受講申込書一覧表は電子媒体も提出すること。

書類提出先:〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号

広島大学教育学系総括支援室

電子媒体提出先:ed-ken-zai@office.hiroshima-u.ac.jp

10. 分割履修

講習の受講は、原則として全科目を一括して履修することが望ましいが、受講者の都合により、一部の科目の受講も可とする。

11. 受講者の決定

(1) 受講者の決定及び既修得単位等の認定については、広島大学が社会教育主事講習運営委員会の意見を聴取した上で決定する。

なお、受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から 除外することがあるので注意すること。

- (2) 受講許可書は、7月中旬頃本人宛に送付するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。
- (3) 講習科目の既修得単位等の認定を希望した者については、受講許可書とともに単位修得認定書を本人宛交付する。また、県教育委員会にもその認定書の写しを送付する。

12. 受講に要する経費

- (1) 受講する科目に応じ、教材費等として以下の金額を徴収する。
 - ・社会教育演習 4.500 円 (研究集録費を含む。)
 - ・生涯学習概論 500 円
 - ·生涯学習支援論 500 円
 - ・社会教育経営論 500円
- (2) その他,場合により参考書等を購入する必要が生じることもあるので,留意すること。
 - ※ 今後、社会教育主事講習修了者で「生涯学習支援論」「社会教育経営論」を受講するものについては、上記の教材費等の他に別途、受講料を徴収する可能性がある。

13. その他

本講習に関する事務連絡、問合せ等は、次へ照会すること。

広島大学教育学系総括支援室

E-mail ed-ken-zai@office.hiroshima-u.ac.jp

電 話 082-424-6723

講習 HP https://www.hiroshima-u.ac.jp/ed/syakyo

社会教育主事講習を通じて取得した個人情報は、社会教育主事講習及び修了手続き並びに調査統計を行うために利用するものであり、他の目的での利用又は第三者へ提供することはありません。

令和5年度 社会教育主事講習日程

	D33 C	0.50 10.00	10.20 10.00	10.50 1400	14.05 10.05	16.00 17.50	1	
月日	曜日	8:50-10:20	10:30-12:00	12:50-14:20	14:35-16:05	16:20-17:50		
7/24	月		開講式・ オリエンテーション	社会教育と 生涯学習の理念 (松田[弥]) 【生涯学習概論】	社会教育主事・社会教育士 の職務 (松田[弥]) 【生涯学習振論】	教育行政の動向と 社会教育 (滝沢) 【生涯学習概論】		
7/25	火		家庭教育支援と社会教育 (松田[愛]) 【生涯学習振論】	社会教育行政 (松田[武]) 【生涯学習概論】	社会教育の歴史 (松田[武)) 【生涯学習振論】	生涯学習振興施策の動向 (文部科学省担当官) 【生涯学習概論】		+
7/26	水		学校教育と社会教育 (曽余田) 【生涯学習概論】	生涯学習社会に おける学校 (曽余田) 【生涯学習概論】	地域・学校の 連携・協働の展開 (志々田) 【生涯学習概論】	地域・学校の 連携・協働と社会教育 (志々田) 【生涯学習概論】		オンライン
7/27	木		ソーシャル・キャピタルと 社会教育 (杉田) 【生涯学習振論】	社会教育の 国際的動向 (松田[弥]) 【生涯学習概論】	人権と社会教育 (横藤田) 【生涯学習概論】	社会教育と団体・ 学習支援者 (青山) 【生涯学習振論】		
7/28	金		社会教育行政の 経営戦略と計画策定 (久井) 【社会教育経営論】	学習課題の把握と 社会教育調査 (久井) 【社会教育経営論】	公民館と社会教育 (内田) 【社会教育経営論】	地域活性化・人材育成と 社会教育 (農中) 【社会教育経営論】		
7/29	±		社会教育施設の 実地視察(1) (大屋・山本[一]・藤原) 【社会教育演習】	社会教育施設の 実地視察(2) (大屋・山本[一]・藤原) 【社会教育演習】	社会教育施設の 実地視察(3) (大屋・山本[一]・藤原) 【社会教育演習】	社会教育施設の 実地視察(4) (大屋・山本[一]・藤原) 【社会教育演習】		現地実習
7/30	日							
7/31	月	オリエンテーション	実地視察の 振り返り(1) 【社会教育演習】	実地視察の 振り返り(2) 【社会教育演習】	実地視察の 成果発表・共有(1) (大屋・山本[一]・藤原) 【社会教育演習】	実地視察の 成果発表・共有(2) (大屋・山本[一]・藤原) 【社会教育演習】		
8/1	火		個人レポート演習 事前指導 (各班担当講師) 【社会教育演習】	個人レポート指導(1) (各班担当講師) 【社会教育演習】	学習プログラム作成の 基本的視点 (久井) 【生涯学習支援論】	学習プログラム作成の 実際 (久井) 【生涯学習支援論】		
8/2	水		成人学習の理論 (赤尾) 【生涯学習支援論】	成人学習者の理解 (赤尾) 【生涯学習支援論】	障害者の学習をめぐる 現状と課題 (松田[弥]) 【生涯学習支援論】	地域福祉実践の 現状と課題 (草羽) 【生涯学習支援論】		対面
8/3	木		社会教育の 方法・形態の理論 (清國) 【生涯学習支援論】	社会教育の 方法・形態の実際 (清國) 【生涯学習支援論】	ファシリテーションの 基本 (清國) 【生涯学習支援論】	ファシリテーションの 実際 (清國) 【生涯学習支援論】		
8/4	金	アクティブ・ラーニングの 意義と課題 (吉田) 【生涯学習支援論】	「高齢社会とまちづくり」 (菅原) 【生涯学習支援論】	カウンセリングの理論 (石田) 【生涯学習支援論】	カウンセリングの実際 (石田) 【生涯学習支援論】	学習支援の実際 (竹田) 【生涯学習支援論】		
8/5	<u>±</u>							
8/6	日				社会教育における	社会教育における		
8/7	月		博物館と社会教育 (木村) 【社会教育経営論】	図書館と社会教育 (佐藤) 【社会教育経営論】	コーディネート (岡田[正]) 【社会教育経営論】	ネットワーク (岡田[正]) 【社会教育経営論】		
8/8	火		学習成果の評価 (山川) 【社会教育経営論】	学習成果の活用 (山川) 【社会教育経営論】	NPOと社会教育 (藤本) 【社会教育経営論】	まちづくりと社会教育 (藤本) 【社会教育経営論】		対面
8/9	水	社会教育における 広報戦略 (岡田[真]) 【社会教育経営論】	住民自治と社会教育 (牧野) 【社会教育経営論】	これからの 社会教育主事・社会教育士 (牧野) 【社会教育経営論】	個人レポート指導(2) (各班担当講師) 【社会教育演習】	学習プログラム演習 事前指導 (久井) 【社会教育演習】		
8/10	_						1	
8/11 8/12	金·祝						-	
8/12	日						†	
8/14	月						1	
8/15	火							
8/16	水	個人レポートの作成(1) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(2) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(3) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(4) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(5) 【社会教育演習】		
8/17	木		学習プログラム案 中間発表 (久井) 【社会教育演習】	学習プログラム案の 作成(1) 【社会教育演習】	学習プログラム素の 作成(2) 【社会教育演習】	学習プログラム案の 作成(3) 【社会教育演習】		対面
8/18	金	個人レポートの 発表・共有(1) (各班担当講師) 【社会教育演習】	個人レポートの 発表・共有(2) (各班担当講師) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(6) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(7) 【社会教育演習】	個人レポートの作成(8) 【社会教育演習】		
8/19	±						1	-
8/20	日			学習プログラム案の	学習プログラム案の	学習プログラム案の	- 45 ag	
8/21	月		学習プログラム案の 作成(4) 【社会教育演習】	宇宙ノログラム系の 発表・共有(1) (久井) 【社会教育演習】	字音ブログラム系の 発表・共有(2) (久井) 【社会教育演習】	デ音ブログラム系の 発表・共有(3) (久井) 【社会教育演習】	閉講式 · 事務連絡 30分	対面
								_

講習を行う科目名、単位数、講義内容・テーマ、実施方法、配当時間数及び担当講師の所属・職名・氏名

科目名	単位数	月日	時間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名		実施方法	認定方法
		7/24 (月)	12:50-14:20	2	社会教育と生涯学習の理念	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	講義	レポート
		7/24 (月)	14:35-16:05	2	社会教育主事・社会教育士の職務	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	"	"
		7/24 (月)	16:20-17:50	2	教育行政の動向と社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	滝沢 潤	"	"
		7/25 (火)	10:30-12:00	2	家庭教育支援と社会教育	広島県文化芸術課	松田 愛子	"	"
		7/25 (火)	12:50-14:20	2	社会教育行政	名古屋大学 名誉教授	松田 武雄	"	"
生		7/25 (火)	14:35-16:05	2	社会教育の歴史	名古屋大学 名誉教授	松田 武雄	"	"
涯		7/25 (火)	16:20-17:50	2	生涯学習振興施策の動向	文部科学省担当官	未定	"	"
学習	2	7/26 (水)	10:30-12:00	2	学校教育と社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	曽余田 浩史	"	"
概		7/26 (水)	12:50-14:20	2	生涯学習社会における学校	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	曽余田 浩史	"	"
論		7/26 (水)	14:35-16:05	2	地域・学校の連携・協働の展開	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官	志々田 まなみ	"	"
		7/26 (水)	16:20-17:50	2	地域・学校の連携・協働と社会教育	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官	志々田 まなみ	"	"
		7/27 (木)	10:30-12:00	2	ソーシャル・キャピタルと社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	杉田 浩崇	"	"
		7/27 (木)	12:50-14:20	2	社会教育の国際的動向	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	"	"
		7/27 (木)	14:35-16:05	2	人権と社会教育	広島大学大学院人間社会科学研究科 名誉教授	横藤田 誠	"	"
		7/27 (木)	16:20-17:50	2	社会教育と団体・学習支援者	文教大学人間科学部 准教授	青山 鉄兵	"	"

小 計 30

科目名	単位数	月	日	時間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名		実施方法	認定方法
		8/1	(火)	14:35-16:05	2	学習プログラム作成の基本的視点	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	講義	レポート
		8/1	(火)	16:20-17:50	2	学習プログラム作成の実際	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	"	"
		8/2	(水)	10:30-12:00	2	成人学習の理論	関西大学文学部 教授	赤尾 勝己	"	"
		8/2	(水)	12:50-14:20	2	成人学習者の理解	関西大学文学部 教授	赤尾 勝己	"	"
		8/2	(水)	14:35-16:05	2	障害者の学習をめぐる現状と課題	広島大学人間社会科学研究科 准教授	松田 弥花	"	"
生涯		8/2	(水)	16:20-17:50	2	地域福祉実践の現状と課題	NPO法人 エス・アイ・エヌ 理事長	草羽 俊之	"	"
涯		8/3	(木)	10:30-12:00	2	社会教育の方法・形態の理論	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	"	"
学習支援	2	8/3	(木)	12:50-14:20	2	社会教育の方法・形態の実際	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	"	"
援		8/3	(木)	14:35-16:05	2	ファシリテーションの基本	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	"	"
論		8/3	(木)	16:20-17:50	2	ファシリテーションの実際	大分大学大学院教育学研究科 教授	清國 祐二	"	"
		8/4	(金)	8:50-10:20	2	アクティブ・ラーニングの意義と課題	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	吉田 成章	"	"
		8/4	(金)	10:30-12:00	2	高齢社会とまちづくり	西武文理大学サービス経営学部 准教授	菅原 育子	"	"
		8/4	(金)	12:50-14:20	2	カウンセリングの理論	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	石田 弓	11	IJ
		8/4	(金)	14:35-16:05	2	カウンセリングの実際	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	石田 弓	"	"
		8/4	(金)	16:20-17:50	2	学習支援の実際	島根県小学校教頭(元·川本町派遣社会教育主事)	竹田 進吾	"	"

小 計 30

科目名	単位数	月日	時間	時間数	内容・テーマ	講師予定者の職・氏名		実施方法	認定方法
		7/28 (金)	10:30-12:00	2	社会教育行政の経営戦略と計画策定	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	講義	レポート
		7/28 (金)	12:50-14:20	2	学習課題の把握と社会教育調査	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	"	II.
		7/28 (金)	14:35-16:05	2	公民館と社会教育	岡山市立西大寺公民館長	内田 光俊	"	"
		7/28 (金)	16:20-17:50	2	地域活性化・人材育成と社会教育	鹿児島大学法文学部 准教授	農中 至	"	"
		8/7 (月)	10:30-12:00	2	博物館と社会教育	広島県立歴史民俗資料館	木村 信幸	IJ	"
社		8/7 (月)	12:50-14:20	2	図書館と社会教育	広島市立中央図書館 事業課長	佐藤 睦子	"	"
会教育		8/7 (月)	14:35-16:05	2	社会教育におけるコーディネート	大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター 教授	岡田 正彦	"	"
育	2	8/7 (月)	16:20-17:50	2	社会教育におけるネットワーク	大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター 教授	岡田 正彦	"	"
経営		8/8 (火)	10:30-12:00	2	学習成果の評価	広島修道大学人文学部 教授	山川 肖美	"	"
論		8/8 (火)	12:50-14:20	2	学習成果の活用	広島修道大学人文学部 教授	山川 肖美	"	"
		8/8 (火)	14:35-16:05	2	NPOと社会教育	神戸芸術工科大学芸術工学部 非常勤講師	藤本 隆	"	"
		8/8 (火)	16:20-17:50	2	まちづくりと社会教育	神戸芸術工科大学芸術工学部 非常勤講師	藤本 隆	"	"
		8/9 (水)	8:50-10:20	2	社会教育における広報戦略	学校法人広島文化学園法人事務局 広報企画課長	岡田 真次	"	"
		8/9 (水)	10:30-12:00	2	住民自治と社会教育	東京大学大学院教育学研究科 教授	牧野 篤	11	IJ
		8/9 (水)	12:50-14:20	2	これからの社会教育主事・社会教育士	東京大学大学院教育学研究科 教授	牧野 篤	"	"

小 計 30

科目名	単位数	月日	時間	時間数		内容・テーマ	講師予定者の職・氏名		実施方法	認定方法
		7/29 (土)	10:30-12:00	2		社会教育施設の実地視察(1)			演習	レポート
		7/29 (土)	12:50-14:20	2		社会教育施設の実地視察(2)	広島県立生涯学習センター振興課 社会教育主事	大屋 裕幸	"	"
		7/29 (土)	14:35-16:05	2	,	社会教育施設の実地視察(3)	- 島根県教育庁社会教育課 社会教育スタッフ 社会教育主事兼調整監 山口県教育庁地域連携教育推進課 青少年教育班 主査	山本 一穂 藤原 一	"	"
		7/29 (土)	16:20-17:50	2		社会教育施設の実地視察(4)			"	"
		7/31 (月)	10:30-12:00	2	社会教育施設演習	実地視察の振り返り(1)			"	"
		7/31 (月)	12:50-14:20	2		実地視察の振り返り(2)			"	"
		7/31 (月)	14:35-16:05	2		実地視察の成果発表・共有(1)	広島県立生涯学習センター振興課 社会教育主事	大屋 裕幸	"	"
		7/31 (月)	16:20-17:50	2	•	実地視察の成果発表・共有(2)	島根県教育庁社会教育課 社会教育スタッフ 社会教育主事兼調整監 山口県教育庁地域連携教育推進課 青少年教育班 主査	山本 一穂 藤原 一	"	"
		8/1 (火)	10:30-12:00	2		個人レポート演習事前指導	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 助教 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	南高三吉松藤山南高三吉松藤本京祐和成弥隆一世	"	n
		8/1 (火)	12:50-14:20	2		個人レポート指導(1)	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 神戸芸術工科大学芸術工学部 非常勤講師 島根県教育庁社会教育課 社会教育スタッフ 社会教育主事業調整監		n	n
		8/9 (水)	14:35-16:05	2		個人レポート指導(2)	山口県社会教育主事 広島市戸坂公民館長 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 事務局長	未定 熱田 有紀 福永 崇志	n	n,
		8/16 (水)	8:50-10:20	2	,	個人レポートの作成(1)			"	"
		8/16 (水)	10:30-12:00	2	. <u>Ľ</u>	個人レポートの作成(2)			"	"
社		8/16 (水)	12:50-14:20	2		個人レポートの作成(3)			"	"
社会教育		8/16 (水)	14:35-16:05	2	個人レポート演習	個人レポートの作成(4)			"	"
育	2	8/16 (水)	16:20-17:50	2		個人レポートの作成(5)			"	"
演習		8/18 (金)	8:50-10:20	2	<u> </u>	個人レポートの発表・共有(1)	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 助教 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授 広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	南高尾根 市 成	"	"
		8/18 (金)	10:30-12:00	2		個人レポートの発表・共有(2)	神戸芸術工科大学芸術工学部 非常勤講師 島根県教育庁社会教育書館 社会教育スタッフ 社会教育主事兼調整監 山口県社会教育主事 広島市戸坂公民館長 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 事務局長	藤本 隆 山本 一穂 未定 熱田 有紀 福永 崇志	n	n,
		8/18 (金)	12:50-14:20	2		個人レポートの作成(6)			IJ	"
		8/18 (金)	14:35-16:05	2		個人レポートの作成(7)			IJ	"
		8/18 (金)	16:20-17:50	2		個人レポートの作成(8)			IJ	IJ
		8/9 (水)	16:20-17:50	2		学習プログラム演習事前指導	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	11	"
		8/17 (木)	10:30-12:00	2		学習プログラム案中間発表	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	IJ	"
		8/17 (木)	12:50-14:20	2		学習プログラム案の作成(1)			11	"
		8/17 (木)	14:35-16:05	2		学習プログラム案の作成(2)			"	"
		8/17 (木)	16:20-17:50	2	学習プログラム演習	学習プログラム案の作成(3)		$\overline{}$	IJ	"
		8/21 (月)	10:30-12:00	2		学習プログラム案の作成(4)		$\overline{}$	"	"
		8/21 (月)	12:50-14:20	2		学習プログラム案の発表・共有(1)			"	"
		8/21 (月)	14:35-16:05	2		学習プログラム案の発表・共有(2)	法政大学キャリアデザイン学部 教授	久井 英輔	"	"
		8/21 (月)		2		学習プログラム案の発表・共有(3)	1		II	"
				L			1			

小 計 60

総 計 150

^{*}社会教育演習のうち「社会教育施設演習」は、県単位で編成された班ごとに実施する。ただし全体で演習を行う時間もある。

^{*}社会教育演習のうち「個人レポート演習」は、1~5班に分かれて実施する。

^{*}社会教育演習のうち「学習プログラム演習」は、A~F班(実際の受講生数により班数に増減有り)に分かれて実施する。ただし全体で演習を行う時間もある。

- 社会教育主事講習等規程(昭和 26 年 6 月 21 日文部省令第 12 号) (講習の受講資格者)
- 第2条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者, 高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和 26 年法律第 17 号)附則第 2 項の規定に該当する者(注 1)
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者(注2)(注3)
- 四 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者(注4)
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者 (注5)

(注1)

旧大学令,旧高等学校令,旧専門学校令若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による大学,大学予科,高等学校高等科,専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し,又は修了した者は,大学に2年以上在学して,62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。), 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 独立行政法人大学入試センター, 独立行政法人国立女性教育会館, 独立行政法人国立科学博物館, 独立行政法人国立美術館, 独立行政法人国立文化財機構, 独立行政法人科学技術振興機構, 独立行政法人宇宙航空研究開発機構, 独立行政法人日本スポーツ振興センター, 独立行政法人日本芸術文化振興会, 独立行政法人大学評価・学位授与機構, 独立行政法人国立大学財務・経営センター, 独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育 に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従 事する者の職
- 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 4 条に規定する司書の職
- 6 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 4 条第 4 項に規定する学芸員の職
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する 諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であつて, 文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職
- 8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認めた職

(注3)

社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1 国立教育政策研究所,大学共同利用機関法人,独立行政法人国立特別支援教育総合研究所,独立行政法人国立女性教育会館,独立行政法人国立科学博物館,独立行政法人国立美術館,独立行政法人国立文化財機構,独立行政法人科学技術振興機構,独立行政法人宇宙航空研究開発機構,独立行政法人日本スポーツ振興センター,独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸 活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又 は諸活動の指導
- 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 6 独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
- 7 その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注4)

社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の学長,校長(園長を含む。), 副校長(副園長を含む。),副学長,学部長,教授,准教授,助教,助手,講師(常時勤務する者に限る。),教頭,主幹教諭,指導教諭,教諭,助教諭,養護教諭,養護助教諭,栄養教諭,実習助手,寄宿舎指導員,事務職員(常時勤務する者に限り,単純な労務に雇用される者を除く。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の3に規定する職員をいい,同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- 2 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- 3 少年院法 (昭和 23 年法律第 169 号) 第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- 4 その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職

(注5) 文部科学省の認める者

社会教育主事講習等規程(昭和 26 年文部省令第 12 号)第 2 条第 5 号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

令和5年度 社会教育主事講習受講者諸注意

- 1. 本講習は、令和5年7月24日(月)から8月21日(月)までの間実施する。現職者は受講前に担当職務の引継等を行い、受講途中において帰任欠席等のないよう、十分注意すること。
- 2. 単位の認定については、出席時数、レポート、及び受講態度等により評価が行われるので、病気、事故その他で失格することのないよう留意すること。
- 3. 科目「社会教育演習」における「社会教育施設演習」、「学習プログラム演習」では、それぞれ発表資料、プログラム案を班ごとに作成し、全体の場で発表・共有する。「個人レポート演習」では、個々人でレポートを作成し、発表・共有する。
- 4. 科目「社会教育演習」における「社会教育施設の実地視察(1)~(4)」で必要となる 交通費については、各自で負担すること。
- 5. 講習でのグループワーク、レポートの作成等のため、ノートパソコンを各自で持 参すること。
 - ・OS は Windows 8 以降若しくは MacOS (OS がサポートされている Ver.) が 必須。
 - ・管理者権限が使用者本人となっているものが望ましい。
 - ・対面講習初日(7月31日)のガイダンスにおいて、学内LANの接続に関する 説明を行うので、必ずノートパソコンを持参すること。
- 6. マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。 ただし、咳、くしゃみ等の症状がある場合は、不織布マスクを着用すること。
- 7. 宿泊については、必要に応じて各自で手配すること。
- 8. 講習中の事故や病気等に備え、各自の責任で万全を期すこと。 また、万一の場合に備えて、健康保険証及び個人の常用薬を持参すること。

社会教育主事講習受講申込書

令和 年 月 日

広島大学長 殿

氏 名

令和 年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

フリガナ 氏 名				1	生年月日	∄	左	F J	月日	年歯	令	歳
	(〒)		•						•		
現住所	連絡先(TEI (E-n) /	/ 緊急時連絡先(TEL)
	名 称				(‡	助務	秀先:)
	職名					常	勤·非常	勤の別	到			
所属先	所在地	(〒)						•			
	油 级 件	TEL				F	FAX					
	連絡先	E-mail										
		科	· 目		単(<u>\T</u>	受	講	希	望	欄	
受講	希望科目	生涯学習	生涯学習概論									
	構希望欄に	生涯学習		2								
	をすること。	社会教育		2								
		社会教育	社会教育演習									
	导の認定を受 目及び単位			柔	単位修得 計望する 単位							
受講資	格 社会教育	主事講習	等規程第	2条の	第		号に記	亥当				
最終学	歴											
職工		年 年 月 年 月 月	至至至至至	月(月(月(年年年年		カ月) カ月) カ月) カ月)					

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例:(株)〇〇会社(勤務先:〇〇図書館)

勤務証明書

氏 名

生年月日

上記の者は本に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

		期		間		職	名	職務内容
自	年	月						
至	年	月	(年	カ月)			
自	年	月						
至	年	月	(年	ヵ月)			
自	年	月						
至	年	月	(年	ヵ月)			
自	年	月						
至	年	月	(年	ヵ月)			

令和 年 月 日

所属長職氏名

印

- 注意 1. 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
 - 2. 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
 - 3. この証明書は、規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。

(様式3)

履	歴	書		令和5年	F5月31日現在	911111111111111111111111111111111111111
ふりがな						
氏名						写真をはる位置 1.縦 40~46mm
						1.袱 40~46㎜ 横 30~35㎜
						2.本人単身胸から上 3.裏面のりづけ
		年	月	日生		5. 表面の ケラヤ
				(満	歳)	
ふりがな						
現住所						
〒 (_)				
					I	
電話		(方呼出)	携帯電話	
FAX					E-mail	
ふりがな					!	
連絡先(見住所以外	に連絡を希望す		のみ記入)		
〒 (_)				
年	月			学歴・耶	<u></u> 戦歴(各別にま	 とめて書く)
	<u></u>					

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請	ましてた	します。
--------------------------------	------	------

令和 年 月 日

広島大学長 殿

氏 名

記

1	ふりがな 氏 名	生年月日
2	住	〒 (
3	認定を希望する 科目及び単位数	
4	申 請 事 由 及び適用条件	
5	備考	

(様式5)

社会教育主事講習単位修得証明書

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習の下記の科目の単位を修得したことを証明する。

記

(科目名) (単位数) (修得年度)

令和 年 月 日

実 施 機 関 印